

新型インフルエンザへの対応

－ 7 月 10 日から対応方針が変わりました－

原則としてすべての医療機関で診療を行います！

県では、国の運用指針改定を踏まえて、医師会などの関係団体と協議を行い、新型インフルエンザへの対応方針を変更しましたので、お知らせします。

県内では、平成 21 年 6 月 21 日に初めての患者さんが確認されその後も数人の発症が確認されています。また、国内外では、新型インフルエンザの感染が拡大している状況です。

町民の皆様におかれましては、冷静に対応いただくとともに、せきエチケット、こまめな手洗いやうがいなど、感染予防に努めていただきますよう、お願いします。

今回の新型インフルエンザでは、これまでのところ、感染された方の多くは重症にはなっていません。ただし、慢性の病気をお持ちの方、妊娠されている方、小さなお子さん、高齢の方などが感染した場合は、通常のインフルエンザと同じように重症化するおそれがありますので、ひきつづき注意してください。

医療機関にまず電話を！

インフルエンザの様な症状（鼻水・鼻づまり、のどの痛み、せき、発熱など）がある方の診療は、原則、全ての医療機関で行います。

まず電話で、「かかりつけ医」や最寄りの医療機関に連絡し、受診時間等の指示を受けてください。



◎「かかりつけ医」がいない方や受診する医療機関が分からない方は

インフルエンザ発熱相談センター

御船保健所

Tel 096-282-0016

eメール kamihosouki@pref.kumamoto.lg.jp

(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時30分)

で最寄りの医療機関を紹介します。

◎妊娠されている方で、インフルエンザの様な症状がある場合は

必ず「かかりつけ医」に電話で連絡して、受診先などについて指示を受けてください。

□ 患者さんへの対応について

新型インフルエンザと診断された場合は、原則として、自宅治療のうえ、外出自粛となりますが、症状が重い場合などは、医師の判断により入院して治療を受けることになります。

□ 濃厚接触者の方への対応について

濃厚接触者を把握するための調査は、今後、患者さんが学校等の同一集団で複数例発生した場合に、必要に応じて実施します。（その場合の調査は、学校等の集団に属する方や患者の同居者に限られます。）

濃厚接触者と判断された方については、一定期間に症状が出現した場合にのみ、保健所への連絡の協力をお願いします。

予防方法は、通常のインフルエンザと同じです

- ・せきエチケットを守りましょう
- ・人混みを避けましょう（人との距離を2 m以上あける）
- ・外出時、混み合った場所ではマスクを着用しましょう
- ・こまめに石鹸を使った手洗い、うがいをしましょう
- ・栄養、休養、睡眠を十分に取しましょう

